

特 定 建 築 物 使 用 届

年 月 日

京都府

保健所長 様

届出者（所有者・所有者以外の者）

住所

氏名

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項の規定により特定建築物について別添のとおり届け出ます。

※添付書類

- (1) 付近見取図（半径100m以内が明記されていること。）
- (2) 各階平面図（床面積の算定が可能であること。）
- (3) 空気調和設備又は機械換気設備の系統図、構造図及び仕様書（空調系統を緑書きすること。）
- (4) 給水設備の系統図、構造図及び仕様書（給水系統を青書きすること。なお、雨水、井戸水等水道水以外の水を雑用水として使用する場合はその系統を青の破線書きすること。）
- (5) 排水設備の系統図、構造図及び仕様書（排水系統を朱書きすること。）
- (6) 届出者が所有者以外の者の場合、全部の管理について権原を有することを証する書類
- (7) 維持管理権原者が所有者以外の者の場合、当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類（ただし、（6）に掲げる場合を除く。）
- (8) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し
- (9) 建築物環境衛生管理技術者の委託を行っている場合は、その契約書の写し
- (10) 兼任する場合は、その管理技術者が兼任している特定建築物の名称及び所在地を記載し、業務に支障がないことを確認した書類
- (11) 建築物の維持管理及び測定等について、その業務を業者等に委託した場合は、その契約書の写し
- (12) その他所管保健所が必要と認める書類

【 周 辺 地 図 】 （半径 100m以内が明記されていること。）

特 定 建 築 物	名 称 所在地	(電話番号)			
特定建築物所有者	氏 名 住 所	(電話番号)			
特 定 建 築 物 維持管理権原者	氏 名 住 所	(電話番号)			
建築物環境衛生 管 理 技 術 者	氏 名 住 所	(免状番号)			
		(電話番号)			
	兼務状況	有 ・ 無 ※有の場合は名称及び所在地を記載			
	兼務している特定建築物の名称及び所在地				
特 定 建 築 物 使用開始年月日	年 月 日				
防 錆 剤 の 使 用	有 (種類) 無				
防 錆 剤 管 理 責 任 者	氏 名 住 所	(電話番号)			
	資 格	建築物環境衛生管理技術者・防錆剤管理責任者講習会修了者 (免状番号) ・ (修了番号)			
構 造 設 備 概 要	鉄骨、鉄筋コンクリート、その他 (造)				
	地上 階		地下 階		
	敷地面積 m ²		建築面積 m ²		
用 途	特 定 用 途	(延べ面積 m ²)			
	特定用途以外の用途	(延べ面積 m ²)			
階	特 定 用 途			特定用途以外の用途	
	用 途	居 室 数	床 面 積	用 途	床 面 積
合 計					

空気調和方式		1. 空気調和設備（ 中央管理方式 ・ 中央管理方式以外 ） 2. 機械換気設備（ 中央管理方式 ・ 中央管理方式以外 ） 3. その他（ ）					
階	系 統		台数	装 置 別	装置名	台数	設置場所
					ボイラー		
					冷凍機		
					加湿装置		
					除湿装置		
					自動制御装置		
					外気洗淨装置		
給 水 設 備	飲 料 水	水 源	水道水、井戸水、その他（ ）				
		簡易専用水道	該当する		該当しない		
		専 用 水 道	該当する		該当しない		
		受 水 槽	有効容量	m ³		鍵	有・無
			構造・内装 酸化防止剤				
			設 置 場 所				
		高 置 水 槽	有効容量	m ³		鍵	有・無
			構造・内装 酸化防止剤				
			設 置 場 所				
		揚 水 ポ ン プ	台				
		給 水 管 材 質	塩化ビニル・鋳鉄・その他（ ）				
		使 用 水 量	m ³ / 日				
		滅 菌 器	台				
	雑用水	水 源	水道水、井戸水、その他（ ）				

排水 設備	し尿処理方法	公共下水道・浄化槽（合併・単独） ・ くみとり		
	浄 化 槽	人槽	設置場所	
維持 管理	一 般 清 掃	自主・委託（ ） 実施頻度		

	大 掃 除		自主・委託（ 実施頻度
	ねずみ等の生息調査		自主・委託（ 実施頻度
	空 気 環 境 測 定		自主・委託（ 実施頻度
	貯 水 槽 の 清 掃		自主・委託（ 実施頻度
	飲料水の水質検査		自主・委託（ 実施頻度
	残留塩素の測定		自主・委託（ 実施頻度
	雑用水の水質検査		自主・委託（ 実施頻度
	排水設備の清掃		自主・委託（ 実施頻度
	空 気 調 和 設 備 を 設 置 し て い る 場 合	冷却塔等に供給する水の水質検査	自主・委託（ 実施頻度
		冷却塔等の点検、清掃	自主・委託（ 実施頻度
		加湿装置の点検、清掃	自主・委託（ 実施頻度
		排水受けの点検、清掃	自主・委託（ 実施頻度
		冷却塔等の水管の清掃	自主・委託（ 実施頻度

※処理欄

[illegible][illegible]

届 出 書 記 載 時 の 注 意 事 項

1 届出者について

届出者は、原則として特定建築物の所有者であるが、当該建築物の全部の管理について権原を有する者（権原を有する支店長等）があるときは、その者が届出者となること。（権原を有することを証する書類を添付すること。）

なお、共有又は区分所有に係る特定建築物については、各共有者又は区分所有者がそれぞれ届出者となるが、この場合には連名で届出を行うこと。

2 届出事項について

(1) 特定建築物の名称

一般に標榜されている名称があればその名称を、これがない場合には当該特定建築物を特定するに足る名称を記載すること。

(2) 特定建築物の所在地

特定建築物の所在地を番地まで詳しく記載すること。

(3) 特定建築物の所有者の氏名・住所

共有又は区分所有に係る特定建築物の場合は、当該共有又は区分所有の氏名及び住所を連記する方法を原則とすること。

(4) 特定建築物維持管理権原者

特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものの氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、電話番号を記入すること。必ず届出者と同じであっても省略せず記入すること。

複数の場合は複数の者全てを記入すること。その場合、別紙に記入すること。

添付書類

① 届出者が所有者以外の者の場合、全部の管理について権原を有することを証する書類。

② 維持管理権原者が所有者以外の者の場合、当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類。（ただし（4）の①に掲げる場合を除く。）
（権原を有することを証する書類例）

※破産法第74条により破産管財人として選定された者が当該権利を有する場合は、当該者が破産管財人に選定されたことを証する書類

※契約に基づき当該権原を有する場合は、当該者間での権利・権限の変動を示す契約書の抜粋。

1) 届出者が所有者以外の者の場合、管理行為（保存行為、利用行為、改良行為）の全ての業務や建築物環境衛生管理基準に従って行う維持管理の全ても含む

維持管理業務を行う権利（権限）を有し、当該行為が所有者の承認を得ずに行えることが明記されていること。

- 2) 維持管理権原者が所有者以外の者の場合、建築物環境衛生管理基準に従って行う維持管理の全てを含む維持管理業務を行う権利（権限）を有し、当該行為が所有者の承認を得ずに行えることが明記されていること。

(5) 建築物環境衛生管理技術者の氏名、住所及び免状番号

その者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合にあっては、当該特定建築物の名称、所在地及び用途を備考欄に記入すること。

複数の特定建築物を一人の建築物環境衛生管理技術者が兼務する場合は、兼務状況は有とし、兼務している特定建築物の名称及び所在地を記入する。また知事登録業（建築物衛生管理業）の監督者等とは兼務することはできない。

(6) 特定建築物使用開始年月日

特定建築物の全部が使用されるに至った年月日ではなく、特定建築物の一部についてその用途のために使用されるに至ったときの年月日を記載すること。

なお、法律改正等により特定建築物に該当することとなった場合は、その年月日を記載し、参考として建物の使用が開始された年月日を余白にかっこ書きすること。

(7) 特定建築物の用途

特定用途については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第1条各号に掲げる区分による用途を記載し、特定用途以外の用途については当該用途を列記すること。

(8) 特定用途に供される部分の延べ面積

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第1条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積の算定は、建築物ごとに行うものであり、同一敷地内に数棟の建築物がある場合においても、これらを加算して延べ面積を算定するものではないこと。その延べ面積の算定に当たっては、当該用途に附随する部分（廊下、機械室、便所等）及び附属する部分の床面積は当然合算されるものであること。

なお、床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定するところにより算定するものであるが、延べ面積については、当該用途に供される部分の床面積の合計をいうこととされており、これは建築基準法にいう延べ面積とは定義を異にするものであることに注意すること。

(9) 特定用途以外に供される部分の延べ面積

(7)の「特定用途」以外の用途で、これに附属しない独立用途に供される部分の延べ面積であること。

(10) 空気調和設備、給水設備、排水設備、維持管理について

当該特定建築物の設備概要について各項目別に記入すること。

① 空気調和方式

下記の説明を参照の上、空気調和設備、機械換気設備及びその他の別を明記すること。

空気調和設備	空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排気を含む。）をすることができる設備であること。
機械換気設備	空気を浄化し、その流量を調節して供給（排気を含む。）をすることができる設備であること。
その他	上記以外

② 維持管理

委託で実施する場合は、委託会社名をかつこ内に記載すること。

(11) 提出部数

正本 1 部、副本 2 部を提出すること。ただし、添付書類は 2 部とする。